

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当等支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区子ども家庭部子育て支援課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当等支給事務
②事務の概要	<p><制度概要> 児童扶養手当法、文京区児童育成手当条例及び文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当及び児童育成手当を支給するとともに当該家庭の医療費の自己負担分を助成し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当等を支給する。</p> <p><事業内容> 1. 受給者の資格管理に関すること(資格の認定及び喪失、変更届出の受理・確認等) 2. 手当の給付に関すること(手当の決定及び支給・額改定等) 3. 国庫負担金に関すること 4. 医療費の助成に関すること</p> <p><びったりサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p> <p><公金受取口座を活用した給付の実施> 手当等の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	児童福祉システム(ラッコ、キリン、パンダ) 中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル、児童育成手当ファイル、ひとり親家庭等医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の37の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条第1～8号 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の57の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1～7号</p> <p><情報提供>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の16、26、64、65及び87の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条第1号、第35条第2号、第36条第1・2号及び第44条第1・3号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども家庭部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区子ども家庭部子育て支援課 文京区春日1-16-21 03-5803-1288

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	文京区子ども家庭部子育て支援課 文京区春日1-16-21 03-5803-1288

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月4日	表紙 評価書名	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当等支給事務	事後	主務省令改正による再提出
平成28年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ①事務の名称	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当等支給事務	事後	主務省令改正による再提出
平成28年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	<p><制度概要> 児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p><事業内容> 1. 受給者の資格管理に関すること(資格の認定及び喪失、変更届出の受理・確認等) 2. 手当の給付に関すること(手当の決定及び支給・額改定等) 3. 国庫負担金に関すること</p>	<p><制度概要> 児童扶養手当法、文京区児童育成手当条例及び文京区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当及び児童育成手当を支給するとともに当該家庭の医療費の自己負担分を助成し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当等を支給する。</p> <p><事業内容> 1. 受給者の資格管理に関すること(資格の認定及び喪失、変更届出の受理・確認等) 2. 手当の給付に関すること(手当の決定及び支給・額改定等) 3. 国庫負担金に関すること 4. 医療費の助成に関すること</p>	事後	主務省令改正による再提出
平成28年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ③システムの名称	児童給付システム(ラッコ) 中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム	児童給付システム(ラッコ、キリン、パンダ) 中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム	事後	主務省令改正による再提出
平成28年7月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当ファイル	児童扶養手当ファイル、児童育成手当ファイル、ひとり親家庭等医療費助成ファイル	事後	主務省令改正による再提出
平成28年7月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の37の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条第1～6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の37の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条第1～8号 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	主務省令改正による再提出
平成29年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	追加	<子育てワンストップサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事前	2017/7/18以降開始
平成29年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ③システムの名称	児童給付システム(ラッコ、キリン、パンダ) 中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム	児童給付システム(ラッコ、キリン、パンダ) 中間サーバプラットフォーム、団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム、サービス検索・電子申請機能	事前	2017/7/18以降開始
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	男女協働子育て支援部子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課 椎名 裕治	子育て支援課 鈴木 裕佳	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	男女協働子育て支援部子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	男女協働子育て支援部子育て支援課	子ども家庭部子育て支援課	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
平成29年5月29日	II しいき値判断 1、2 いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年5月29日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	文京区男女協働子育て支援部子育て支援課は、番号制度関連事務における特定個人情報の取扱いに当たり、(以下省略)	文京区子ども家庭部子育て支援課は、番号制度関連事務における特定個人情報の取扱いに当たり、(以下省略)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16、26、57、64、65及び87の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号、第31条第1～6号、第35条第2号、第36条第1・2号及び第44条第1・3号</p> <p><情報提供>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16、26、64、65及び87の項</p>	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の57の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条第1～6号</p> <p><情報提供>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16、26、64、65及び87の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第19条第1号、第35条第2号、第36条第1・2号及び第44条第1・3号</p>	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	II しいき値判断 1、2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書様式の見直しによる提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ③システムによる 名称	児童給付システム(以下省略)	児童福祉システム(以下省略)	事後	特定個人情報保護評価の再 実施による提出
令和2年7月31日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第7 号、別表第二の57の項 <情報提供>行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16、26、64、65 及び87の項	<情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第8 号、別表第二の57の項 <情報提供>行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の16、26、64、65 及び87の項	事前	特定個人情報保護評価書の 見直しによる提出
令和3年8月6日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和4年7月25日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和4年10月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ②事務の概要	追加	<公金受取口座を活用した給付の実施> 手当等の支給に当たり、申請者から受取口座 として事前に登録した公金受取口座を利用す る旨の意思表示があった場合は、マイナ バーを活用した情報連携により当該口座情報 を取得する。	事前	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報 を扱う事務 ②事務の概要	子育てワンストップサービス	びったりサービス	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	II しいき値判断 1、2 いつ 時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求	※ 利用停止請求とは、文京区個人情報保護 条例においては、「削除請求」及び「利用中止 請求」をいいます。	削除	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携	内閣府・総務省令第7号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第31条第1～6号	内閣府・総務省令第7号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第31条第1～7号	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携	内閣府・総務省令第7号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第12条の2	内閣府・総務省令第7号行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第12条	事後	特定個人情報保護評価の見 直しによる提出